

## (目 的)

第1条 本細則は、公益社団法人日本新生児成育医学会(以下「本会」という)が「利益相反指針」(以下「本指針」という)を対象者に遵守させるにあたり、本指針の具体的な運用方法を示すことを目的とする。

## (申告すべき事項と金額)

第2条 申告すべき事項と金額等について次のように定める。

- (1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、寄付講座に所属する者については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上。
- (2) 研究に関連した企業の株の保有については、1つの企業について1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上、または当該企業の全株式の5%以上。
- (3) 研究に関連した企業・団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料収入が年間100万円以上。
- (4) 研究に関連した企業・団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料等)については、1つの企業または団体からの年間の日当が合計50万円以上。
- (5) 研究に関連した企業・団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上。
- (6) 研究に関連した企業・団体から提供された研究費については、1つの研究に対して支払われた総額が年間100万円以上。奨学寄付金(奨励寄付金)については、1つの企業または団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間100万円以上。
- (7) その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品等)については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上。

## (本会学術集会等で発表するときの利益相反事項の届出)

第3条 本会の学術集会、講演会および市民公開講座等で発表・講演を行う筆頭演者および研究責任者は、第2条の規定に該当する場合には、その発表内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わる利益相反状態を開示する義務を有する。

2.本会の学術集会等で発表を行う者は、演題応募または抄録提出時に、演題募集要項に定める「発表者の利益相反自己申告書(様式1)」により、利益相反状態を明らかにしなければならない。

- (1) 発表時に明らかにする利益相反状態については、本指針「4.開示・公開すべき事項」で定められたものを自己申告する。
- (2) 開示が必要な期間は、抄録提出1年前から発表時までとする。
- (3) 発表スライドあるいはポスターの最後に「発表者の利益相反自己申告書」に従って開示していることを表示する。

## (本会機関誌等で発表するときの利益相反事項の届出)

第4条 本会の機関誌やその他本会の刊行物に自らの著作物を掲載しようとする会員は、第2条の規定に該当する場合には、その著作物の内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わる利益相反状態を開示する義務を有する。

2.本会の機関誌やその他本会の刊行物で発表を行う者は、投稿時に投稿規定に定める「発表者の利益相反自己申告書」により、利益相反状態を明らかにしなければならない。

- (1) 投稿時に明らかにする利益相反状態については、本指針「4.開示・公開すべき事項」で定められたものを自己申告する。
- (2) 開示が必要な期間は、論文投稿1年前から投稿時までとする。
- (3) 提出された「発表者の利益相反自己申告書」は、原則として論文査読者には開示しない。
- (4) 論文の最後に「発表者の利益相反自己申告書」に従って開示していることを表示する。

## (役員等の利益相反事項の届出)

第5条 本細則でいう役員等とは、各委員長とする。理事長、理事、監事、幹事、学会将来構想委員会、学会誌編集委員会、倫理委員会、利益相反委員会の各委員長とする。

2. 前項に規定する役員等と学術集会長および次期学術集会長は、本会が行う事業に関連する企業または営利を目的とする団体に関わる利益相反状態を開示する義務を有する。
3. 本会の役員等は、就任後は就任時および1年経過ごとに「役員等の利益相反自己申告書(様式2)」を提出しなければならない。また、在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、8週間以内に「役員等の利益相反自己申告書」によって報告しなければならない。
  - (1) 就任時に明らかにする利益相反状態については、本指針「4.開示・公開すべき事項」で定められたものを自己申告する。
  - (2) 「役員等の利益相反自己申告書」は直近の暦年で1年間分を記入し、その算出期間を明示する。
  - (3) 役員等のいずれかを兼任する者は、その就任の時期の最も早いものについて、その就任日の2年前まで遡った「役員等の利益相反自己申告書」を提出するものとする。ただし、理事が1つ以上の委員長を委嘱された場合はこの限りではない。

## (利益相反自己申告書の取扱い)

第6条 本細則に基づいて本会に提出された「発表者の利益相反自己申告書」「役員等の利益相反自己申告書」およびそこに開示された利益相反状態の情報(以下「利益相反情報」という)は、理事長を管理者とし本会事務局において個人情報として厳重に保管・管理する。

2. 理事会および利益相反委員会は、本指針に定められた事項を処理するために、理事長の許可を得て利益相反情報を利用できるものとする。
3. 前項の利用には、当該申告者の利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の審議並びに理事会の承認を得て当該利益相反情報のうち必要な範囲を本会内部に開示する、あるいは社会へ公開することが含まれる。
4. 第1項の「発表者の利益相反自己申告書」「役員等の利益相反自己申告書」の保管期間は、学術集会における発表または刊行物への掲載後2年間とし、役員等は任期終了後2年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の議決により当該利益相反情報を記載した「発表者の利益相反自己申告書」「役員等の利益相反自己申告書」の廃棄を保留できるものとする。

## (本細則違反者への措置)

第7条 本細則に違反した者への措置については、本指針の定めるところにより実施する。

## (細則の変更)

第8条 本細則は、利益相反委員会の発議により、理事会の議を経て変更できる。

### 附則

- 1.本細則は、平成26年1月1日より施行する。
- 2.本細則における発表者の利益相反自己申告書(様式1)および役員等の利益相反自己申告書(様式2)について、以下に附す。

様式1 発表者の利益相反自己申告書

様式2 役員等の利益相反自己申告書

平成27年6月1日改正

平成28年12月28日改正

2019年5月28日改正